

別紙 4

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注)「市町村」には、特別区を含む。

別表1 の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
501, 502, 503	外国人研究者受入れ促進事業	外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。この際、研究成果を活用した事業を営む活動を行う場合に在留資格変更許可を不要とする。	全部	必要最小限の弊害の予防措置を講じた上で、下記の措置を講ずる。 1. 特定の研究施設において特定の分野に関する研究業務に従事する外国人について、併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら営む活動を行うことを可能とする。 2. 当該外国人に係る在留期間の上限を3年から5年へ伸長する。 3. 当該外国人について、在留資格「研究」に係る学歴・実務経験の要件の緩和及び在留資格「投資・経営」に係る投資要件・実務経験要件の緩和を行う。	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成18年5月24日法律第43号)	平成18年11月24日施行(措置済)	法務省
507	外国人情報処理技術者受入れ促進事業	外国人情報処理技術者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。	全部	本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成18年5月24日法律第43号)	平成18年11月24日施行(措置済)	法務省
813	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 (なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として削除する。)	研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第37号)	平成18年7月1日施行(措置済)	文部科学省
814	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 (なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として削除する。)	研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第37号)	平成18年7月1日施行(措置済)	文部科学省

820 (801-2)	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、小学校等の校地・校舎については自己所有を求めないものとする。	全部	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続が可能となるよう平成18年度中に全国展開を行う。	各都道府県知事あてに通知を发出することで対応予定	平成18年度中に措置	文部科学省
821 (801-1)	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、大学等の校地・校舎については自己所有を求めないものとする。	全部	規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続が可能となるよう平成18年度中に全国展開を行う。	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成15年文部科学省告示第41号)等を改正することで対応予定	平成18年度中に措置	文部科学省
930	サテライト型障害者施設設置事業	入所施設利用者の地域生活移行を進める観点から、グループホーム等への本来的な地域移行への段階的な形態となるよう、既存の施設との密接な連携のもと、小規模な障害者施設(以下「サテライト施設」という。)の設置を可能とする。	全部	新制度において設置が可能となる「ケアホーム」において、従来のサテライト施設で実施していた事業を行うことを可能とし、全国展開する。	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)	平成18年10月1日施行(措置済)	厚生労働省
931	入所定員を3人以上7人以下とする指定共同生活援助事業	障害者の地域生活を促進するため、住宅物件事情から、入居定員が4人以上7人以下とされている現行の指定共同生活援助事業(以下「グループホーム」という。)を実施することが困難な地域において、関係する都道府県と市町村の判断により、入居定員を3人以上7人以下とするグループホームを設置することを可能とする。	全部	最低定員(4人)については、事業者全体で満たせばよいこととし、一住居当たりの利用者は2人以上であればよいこととする。	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)	平成18年10月1日施行(措置済)	厚生労働省
1102	中心市街地における商業の活性化事業	大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8か月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続を簡素化する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成18年法律第54号)	平成18年8月22日施行(措置済)	経済産業省

1141	移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業	事業者の交流連携による地域経済の活性化を図ることにより雇用の機会の創出が見込まれるなど、一定の要件を満たした場合には、工場の移転を図ることが必要な地域とされる移転促進地域から除外する。	全部	工業再配置促進法の廃止に伴い、特例措置を講じた工業再配置促進法施行令第1条の基準を定める省令を廃止する。	工業再配置促進法施行規則等を廃止する省令(平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号)	平成18年4月26日施行(措置済)	経済産業省
1203	特定埠頭運営効率化推進事業	行政財産である公共コンテナターミナルを、民間企業のうち港湾管理者が認めた者に対して、一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。	全部	特区の認定に代わる国土交通大臣の同意については、その基準を明示するとともに必要最低限のものとする。	海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成18年法律第38号)	平成18年10月1日施行(措置済)	国土交通省
1206 (1216)	NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業	福祉有償運送について、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。	全部	福祉有償運送を利用者にとって安全・安心なサービスとして全国に普及させ、輸送の安全と旅客の利便の確保を図るため、福祉有償運送全体の仕組みを見直し、登録制度の導入等必要な措置を講ずるため、法律改正を行う。当該法律改正に当たっては、現行の規制の強化とならないよう配慮する。	道路運送法等の一部を改正する法律(平成18年法律第40号)	平成18年10月1日施行(措置済)	国土交通省
1208	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。	全部	当該事業の実施に当たっては、実施主体の主体性を最大限に尊重するとともに、特区の認定に代わる国土交通大臣との協議については、必要最小限の内容とする。	海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成18年法律第38号)	平成18年10月1日施行(措置済)	国土交通省